

<令和6年度手引の主な変更点>

1 建設業許可関係提出書類の閲覧について

東京都建設業許可業者の一覧の掲載方法の変更 …P17

Before

第一本庁舎3階の都民情報ルーム閲覧コーナー(直通)03-5388-2275において、建設業者名簿一覧の閲覧ができます。名簿一覧の閲覧手数料は無料です。



After

東京都建設業許可業者の一覧は、都市整備局HPに掲載しています。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/tokyou_kensetsu_meibo.html

2 常勤性を確認できる資料の追加

(1) 後期高齢者の事業所への所属を証明する資料として2つ追加 …P57、63、101、107

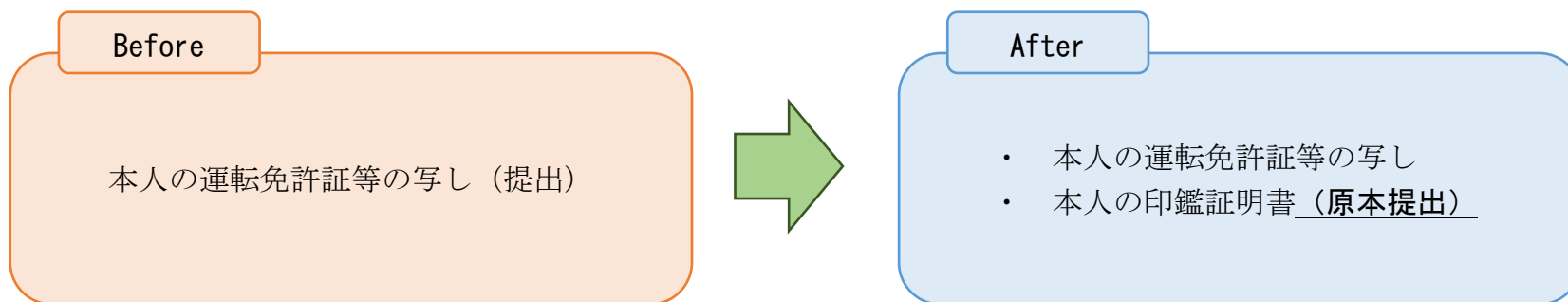
- ・ (70歳以上の場合) 厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせの写し
- ・ (70歳以上の新規に認定する者に限り) 厚生年金保険70歳以上被用者該当届 (年金事務所の受付印のあるもの) 又はその通知の写し

(2) 他社の代表取締役を兼ねている場合に登記事項証明書の提出を追加 …P57、63

- ・ 常勤役員等 (経管)、直接補佐者、専任技術者及び令3条の使用人について、他社では非常勤の代表取締役であることに関する証明書のほか登記事項証明書の提出を追加

3 廃業届の確認資料の変更

「(5) 許可を受けた建設業を廃止したとき」の個人事業主の確認資料に印鑑証明書を追加 …P108



4 登録基幹技能者の追加

建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる登録基幹技能者について、以下の 2 つを追加 …P78

- 登録あと施工アンカー基幹技能者
- 登録計装基幹技能者

登録基幹技能者の種類		基幹技能者																				建設業の種類							
種類	建設業の種類	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	結	し	ゆ	板	方	塗	防	内	機	絶	運	搬	運	搬	井	具	消	解
登録基幹技能者	登録基幹技能者																												
登録あと施工アンカー基幹技能者	登録あと施工アンカー基幹技能者																												
登録計装基幹技能者	登録計装基幹技能者																												

登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。また、取得できる許可は一般建設業（法第7条2号ハ）のみとなります

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証（旧様式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習上の数で〇印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

5 その他

- 専任技術者の実務経験を積んだことを証明する資料として、電気工事及び解体工事における提出書類を明記 …P65
- 経営経験・実務経験を請求書等によって証明する場合について、ケース別に留意事項を明記 …P68
- 認可申請書、添付書類及び確認資料一覧を整理 …P114、115
- 文言や本文体裁の調整、修正等